

# 労働委員会が会社側に謝罪文の手渡しと社内掲示を命ずる 富山地連全面的な支援を取り組む

(富山地連)

2012年2月6日 労働委員会、富山交通株式会社への不当労働行為に対し、命令書を交付

昨年、1月19日に富山交通（株）に対し、富山交通労働組合石橋剛委員長、畑野革組合員、川島武司副委員長が富山県労働委員会に申し立てていた不当労働行為救済申し立てに対する命令書の交付が2月6日に行われました。

命令書では、

- ① 17時を経過したことで業務の繁忙や収入減少につながると団体交渉を継続しないことは、不当労働行為と認めました。
- ② 社内報でストライキを強く批判したこと。組合員にその社内報を読み上げたこと。団体交渉で組合役員の交代を求める発言をしたことは不当労働行為。
- ③ 人事異動された組合員に対する不利益扱いは、不当労働行為とは認められなかった。このことについては、畑野組合員に関しては、「賃金の著しい減少を伴うところに組合と協議せず一方的に人事異動したことなどにより、再教育などを含め、乗務員に復帰させる方策や収入源に対する補填措置について協議することが望まれる」と付言。これらの真実を認定したうえ、労働組合に対して謝罪文の手渡しと2週間の社内掲示を命じました。

